

湘南地域における農地の現状とその保全

－ 市民農園の視点から －

10108018 岩崎 護紘

10108059 河野 勝平

1. 背景

近年、農業従事者の高齢化、低価格農産物の輸入などにより全国的に農業従事者が減少している。それに伴い、農地の減少や数年から数十年放置される遊休農地の増加がみられる。そこで、本研究では、市民農園に注目した。

市民農園とは、一般に都市住民など業者以外の人々が、レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。また、市民農園開設時には、開設者や市民農園タイプ、どのような施設を整備するか等によって、開設方法として後述の3つがあげられる。

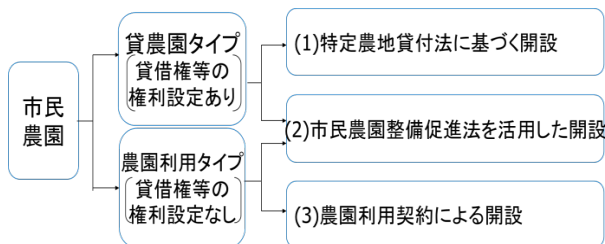


図1 市民農園開設方法

表1 開設者別の市民農園タイプ
と適用法令等

開設者	貸し農園タイプ		農園利用タイプ	
	(1) 特定農地貸付法	(2) 市民農園整備促進法	(3) 農園利用契約	
農業者	○	○	○	○
非農業者	○	○	×	×
農業生産法人	○	○	○	○
NPO法人・企業等	○	○	×	×
地方公共団体	○	○	○	○
農業協同組合	○	○	×	×

○:開設可能 ×:開設不可能

(1) 特定農地貸付法…都市住民に小面積の農地を一定の条件の下に貸すことを農地法の特例として認めるもの。

(2) 市民農園整備促進法…農地と施設の総体を市民農園とし、休憩施設や農機具収納庫などの施設の充実した市民農園整備を図るため、県基本方針の策定、市民農園区域の指定、市民農園の開設認定等の制度によるもの。

(3) 農園利用方式…市民農園整備促進法に基づき開設するか、これらの法手続を経ず開設されるもの。

2. 目的

本研究では、湘南地域における藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市の三都市の市民農園を事例に、農地の転用や、遊休農地に関わる過去から現在までの推移、及び農園管理者・利用者の調査から今後の農地保全のための市民農園の課題・方向性を考える。

3. 方法

3.1 調査地概要

本研究では、図2に示すように湘南地域の鎌倉市・茅ヶ崎市・藤沢市の三都市を研究対象地とする。各市とも神奈川県のおぼ中央南端に位置している。



図2 研究対象地